

目 次

津市条例

津市市税条例等の一部を改正する条例

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例の一部を改正する条例

津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

津市告示

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

財政公表

津市下水道排水設備指定工事店の指定

平成23年産麦共済（一筆方式）に係る共済金の支払額及び減収量等の公表

津市公告

犬の抑留

犬の抑留

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第18号

津市市税条例等の一部を改正する条例  
(津市市税条例の一部改正)

第1条 津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の5の2第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第3号中「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改め、同条第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第36条の3第2項中「第2条の3第1項各号に掲げる」を「第2条の3第1項に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第157条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第7条の4中「5,000円」を「2,000円」に改める。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当

該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第26条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

(津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 津市市税条例の一部を改正する条例(平成20年津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 津市市税条例の一部を改正する条例(平成22年津市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中津市市税条例附則第10条の2第4項の改正規定 平成23年

10月20日

(2) 第1条中津市市税条例附則第8条の改正規定及び次条第3項の規定 平成25年1月1日

(3) 第1条中津市市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定並びに同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定 公布の日から起算して2月を経過した日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中市民税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成22年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の5の2及び附則第7条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第34条の5の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお

従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第26条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第19号

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例の一部を改正する条例

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例（平成23年津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第17条において準用する」を削り、「第3条の4第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第20号

津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第21号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第46まで」を「別表第38まで」に改める。

第24条中「別表第46まで」を「別表第38まで」に、「別表第47から別表第55まで」を「別表第39から別表第47まで」に改める。

別表第2から別表第7までを次のように改める。

別表第2（第6条関係）

## 津市体育館施設の使用料

単位 円

使用区分			時間区分	①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
アリーナ	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	4,000	5,300	8,000	
		その他の場合	20,000	30,000	41,000	
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	10,000	14,000	18,000	
		その他の場合	67,000	99,000	131,000	
	営利又は宣伝を直接の目的とす る場合		105,000	156,000	207,000	
	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下		100	100	100
		高校生以上・一般		200	200	200
		回数券 (12回)	中学生以下	1,000		
			高校生以上・ 一般	2,000		
	大会議室			1,000	1,200	1,500
小会議室			900	1,000	1,200	
和室			900	1,000	1,200	
シャワー 室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100			
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200			
トレーニ ングセン ター	小学5年生以上・中学生		100	100	100	
	高校生以上・一般		200	200	200	
	回数券 (12回)	小学5年生以上・中 学生	1,000			
		高校生以上・一般	2,000			

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用及びトレーニングセンターの使用の場合を除く。）。
  - (1) アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り返して使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り返して使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用及びトレーニングセンターの使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の大会議室、小会議室及び和室の使用料は、当該施設の使用料の3割増しの額とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第3（第6条関係）

津市体育館設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合及び営利又は宣伝を直接の目的とする場合
アリーナ照明	4分の1灯1時間（1時間未満は、1時間とする。）	500	1,000
	2分の1灯1時間（1時間未満は、1時間とする。）	900	1,800
	全灯1時間（1時間未満は、1時間とする。）	1,700	3,400
舞台照明	1式	2,700	5,400
マイクロホン	1本	500	1,000
ワイヤレスマイク	1本	500	1,000
舞台装置	1式	2,000	4,000
補助いす	4人掛用1脚	80	160
	1人掛用1脚	30	60
机	1脚	30	60
ピアノ	1台	1,000	2,000
演奏用譜面台	1基	30	60
講演台	1台	360	720
指揮台	1台	180	360

ハンドボール	1組	200	400
テニス	1組	360	720
ミニバスケットボール	1組	360	720
バスケットボール	1組	360	720
バレーボール	1組	200	400
バドミントン	1組	120	240
卓球	1組	150	300
電光掲示盤	1台	500	1,000
ロッカー	1個1回	10	10
電源コンセント	1口	100	200
仮設電源	10キロワット未満1時間（1時間未満は、1時間とする。）	300	600
	10キロワット以上20キロワット未満1時間（1時間未満は、1時間とする。）	400	800
	20キロワット以上1時間（1時間未満は、1時間とする。）	600	1,200

〔備考〕

- 1 使用料は、アリーナ照明、ロッカー及び仮設電源を除き、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。
- 2 午前9時から午後9時30分までの時間を超えて使用した場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料に、その超えて使用した1時間（1時間未満は、1時間とする。）ごとに当該使用料の4分の1の額（10円未満の端数は、10円とする。）を加算する。
- 3 アリーナ照明にあっては、午前9時から午後6時までとする。
- 4 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 5 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第4（第6条関係）

## 津市久居体育館施設の使用料

単位 円

時間区分		①	②	③	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
アリーナ	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	2,000	3,000	4,000
		その他の場合	4,000	6,000	8,000
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	6,000	9,000	12,000
		その他の場合	10,000	15,000	20,000
	営利又は宣伝を直接の目的とす る場合		20,000	30,000	40,000
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 500		
	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
会議室		1,500	1,500	2,000	
指導員室		1,500	1,500	2,000	
卓球室	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	50	50	50
		高校生以上・一般	100	100	100
	回数券 (12回)	中学生以下	500		
		高校生以上・ 一般	1,000		
シャワー 室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき	100	
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき	200	
〔備考〕					

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
  - (1) アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - (3) 使用の準備のために使用する時。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料は、当該施設の使用料の3割増しの額とする。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

## 別表第 5 (第 6 条関係)

## 津市久居体育館設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
舞台照明装置	1 式	520
得点掲示板	1 式	50
審判台	1 脚	100
卓球	1 組	100
テニス	1 組	210
バスケットボール	1 組	210
バドミントン	1 組	100
バレーボール	1 組	210
フロアーシート	1 枚	100
机	1 脚	50
いす	1 脚	20
綱引きロープ	1 式	210
音響器具	1 式	100
<p>〔備考〕</p> <p>1 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 9 時 30 分までの各区分ごとによる使用料とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。</p>		

別表第 6 (第 6 条関係)

津市河芸体育館施設の使用料

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,000	3,000	4,000
		その他の場合	4,000	6,000	8,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,000	9,000	12,000
		その他の場合	10,000	15,000	20,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		20,000	30,000	40,000
	アリーナ照明		1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり 500		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
〔備考〕					
<p>1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、すべてに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする (一般公開日における個人使用の場合を除く。)</p> <p>(1) 使用面積がアリーナの床面積の 2 分の 1 (中央で区分する。) 以下のとき。</p> <p>(2) 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1 (午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 45 分を基準時間として区分する。) 以下のとき。</p> <p>(3) 使用の準備のために使用するとき。</p> <p>2 定められた時間区分を延長し、又は繰り返して使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の 4 分の 1 の額にその延長し、</p>					

又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合は、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第7（第6条関係）

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その1）

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,000	3,000	4,000
		その他の場合	4,000	6,000	8,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,000	9,000	12,000
		その他の場合	10,000	15,000	20,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		20,000	30,000	40,000
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 500		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
剣道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	4,000
		その他の場合	3,000	4,000	8,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,500	6,000	12,000
		その他の場合	9,000	12,000	24,000
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		
トレーニング室		1人1回につき 200			
		1箇月（一般会員） 1,000			

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
  - (1) アリーナ又は剣道場の使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - (3) 使用の準備のために使用する時。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その2）

単位 円

時間区分		①	②	③	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
使用区分	入場料等	スポーツのために使	1,500	2,000	2,200

会議室	を徴収しない場合	用する場合			
		その他の場合	3,000	4,000	4,400
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,800	2,400	2,640
		その他の場合	4,500	6,000	6,600
役員室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,200
		その他の場合	3,000	4,000	4,400
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,800	2,400	2,640
		その他の場合	4,500	6,000	6,600
来賓室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,200
		その他の場合	3,000	4,000	4,400
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,800	2,400	2,640
		その他の場合	4,500	6,000	6,600

〔備考〕

- 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 冷暖房時の使用料は、当該施設の使用料の3割増しの額とする。
- 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第8中「午後10時まで」を「午後9時30分まで」に改める。  
別表第9から別表第13までを次のように改める。

別表第9（第6条関係）

## 津市美里体育館施設の使用料

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,500
		その他の場合	3,000	4,000	5,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,500	6,000	7,500
		その他の場合	7,500	10,000	12,500
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		15,000	20,000	25,000
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 300		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
〔備考〕					
<p>1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。</p> <p>(1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。</p> <p>(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。</p> <p>(3) 使用の準備のために使用するとき。</p> <p>2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た</p>					

額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第10（第6条関係）

津市香良洲体育館施設の使用料

単位 円

時間区分		①	②	③	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,500
		その他の場合	3,000	4,000	5,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,500	6,000	7,500
		その他の場合	7,500	10,000	12,500
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		15,000	20,000	25,000
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 300		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
〔備考〕					
<p>1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。</p> <p>(1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。</p> <p>(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。</p> <p>(3) 使用の準備のために使用するとき。</p> <p>2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た</p>					

額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第 1 1 (第 6 条関係)

## 津市一志体育館施設の使用料

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,000	3,000	4,000
		その他の場合	4,000	6,000	8,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,000	9,000	12,000
		その他の場合	10,000	15,000	20,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		20,000	30,000	40,000
	メインアリーナ照明		1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり 500		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,000	1,500	2,000
		その他の場合	2,000	3,000	4,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	3,000	4,500	6,000
		その他の場合	5,000	7,500	10,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		10,000	15,000	20,000
サブアリーナ照明		1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり 300			

	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
シャワー 室	入場料等を徴収しない場合	1人1回につき 100			
	入場料等を徴収する場合	1人1回につき 200			
トレーニングルーム			1人1回につき 100		
			回数券（6回） 500		
			1箇月 1,000		

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
  - (1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時のサブアリーナの使用料は、当該施設の使用料の3割増しの額とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ

照明の使用料は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

## 別表第 1 2 (第 6 条関係)

## 津市一志体育館設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
舞台照明装置	1 式	2,000
放送室放送設備	1 式	2,000
音響ラック	1 式	1,000
講演台及び花台	1 式	700
講義卓	1 台	200
フローアシート	1 枚	50
机	1 脚	50
いす	1 脚	20
研修用デスク	1 脚	20
電源コンセント	1 口	100
〔備考〕		
1 使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 9 時 30 分までの各区分ごとによる使用料とする。		
2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、この表に定める額の 5 割増しとする。		
3 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。		

別表第 1 3 (第 6 条関係)

## 津市白山体育館施設の使用料

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,500	2,000	2,500
		その他の場合	3,000	4,000	5,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,500	6,000	7,500
		その他の場合	7,500	10,000	12,500
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		15,000	20,000	25,000
	アリーナ照明		1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり 300		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
〔備考〕					
<p>1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、すべてに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする (一般公開日における個人使用の場合を除く。)</p> <p>(1) 使用面積がアリーナの床面積の 2 分の 1 (中央で区分する。) 以下のとき。</p> <p>(2) 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1 (午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 45 分を基準時間として区分する。) 以下のとき。</p> <p>(3) 使用の準備のために使用する時。</p> <p>2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の 4 分の 1 の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) を乗じて得た</p>					

額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第 29 を次のように改める。

別表第 29 (第 6 条関係)

津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場、津市久居グラウンド、津市河芸第 1 グラウンド、津市河芸第 2 グラウンド、津市芸濃グラウンド、津市美里グラウンド、津市香良洲グラウンド、津市一志野球場、津市白山運動場、津市白山家城運動場及び津市フットパーク美杉内多目的グラウンドの施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料	
津市北部運動広場	2 時間以内	1,000	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	500
	夜間照明 1 時間以内	4,000	30分 (30分未満は、30分とする。) 増すごとに	2,000
津市西部運動広場	2 時間以内	600	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	300
津市乙部公園内運動広場	2 時間以内	600		300
津市南部緑地公園内運動広場	2 時間以内	800		400
津市久居グラウンド	2 時間以内	800	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	400
	夜間照明 1 時間以内	4,000	30分 (30分未満は、30分とする。) 増すごとに	2,000
津市河芸第 1 グラウンド	2 時間以内	1,000	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	500
	夜間照明 1 時間以内	4,000	30分 (30分未満は、30分とする。) 増すごとに	2,000
	2 時間以内	800	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 増すごとに	400

津市河芸第2グラウンド			とに	
	夜間照明 1時間以内	4,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,000
津市芸濃グラウンド	2時間以内	1,000	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	500
	夜間照明 1時間以内	4,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,000
津市美里グラウンド	2時間以内	800	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	400
	夜間照明 1時間以内	4,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,000
津市香良洲グラウンド	2時間以内	1,000	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	500
	夜間照明（野球全面） 1時間以内	4,000		2,000
	夜間照明（ソフトボール1面） 1時間以内	2,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	1,000
	夜間照明（ソフトボール2面） 1時間以内	3,000		1,500
津市一志野球場	2時間以内	800	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	400
	夜間照明 1時間以内	4,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,000

津市白山運動場	2時間以内	800	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	400
	夜間照明 1時間以内	4,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,000
津市白山家城運動場	2時間以内	600	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	300
	夜間照明 1時間以内	2,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	1,000
津市フットパーク美杉内 多目的グラウンド	2時間以内	600	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	300
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。				

別表第30から別表第37までを削り、別表第38を別表第30とし、別表第39から別表第45までを8表ずつ繰り上げ、別表第46を別表第38とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 3 9 (第 2 4 条関係)

## 津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

単位 円

時間区分			①	②	③
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 3 0 分まで
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	5,000	6,500	8,000
		その他の場合	10,000	13,000	16,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	15,000	20,000	25,000
		その他の場合	30,000	40,000	50,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		60,000	80,000	100,000
	メインアリーナ照明		1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 1,000		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		300	300	300	
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,500	3,300	4,000
		その他の場合	5,000	6,500	8,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	7,500	10,000	12,500
		その他の場合	15,000	20,000	25,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		30,000	40,000	50,000
	サブアリーナ照明		1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 600		

	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	300	300	300
シャワー 室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		
トレーニ ングルー ム	個人使用	中学生	1回につき 100		
			回数券（6回） 500		
		高校生以上・一般	1回につき 300		
			回数券（6回） 1,500		
	会員使用	中学生	1箇月 1,000		
		高校生以上・一般	1箇月 3,000		
会議室 (1室に つき)	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 500		
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 1,500		
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 1,500		
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 4,500		
役員室及 び控室	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 300		
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 900		
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 900		
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 2,700		
〔備考〕					
1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、					

すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該利用料金に乗じた額を各々の場合の利用料金とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

(1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金は、当該施設の利用料金の3割増しの額とする。

6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の利用料金は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第 4 7 を削る。

別表第 4 8 中

シャワー室	1 回につき	100	300	500
電源コンセント	1 口	100	300	500

電源コンセント	1 口	100	300	500
---------	-----	-----	-----	-----

改め、同表を別表第 4 0 とし、別表第 4 9 から別表第 5 1 までを 8 表ずつ繰り上げ、別表第 5 2 を別表第 4 4 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第45（第24条関係）

津市安濃グラウンド施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金		超過利用料金	
津市安濃グラウンド	2時間以内	600	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	300
	夜間照明 1時間以内	4,000	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,000
<p>[備考]</p> <p>市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。</p>				

別表第 5 3 を削り、別表第 5 4 を別表第 4 6 とし、別表第 5 5 を別表第 4 7 とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第22号

津市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

津市スポーツ振興審議会条例（平成22年津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に、「津市スポーツ振興審議会」を「津市スポーツ推進審議会」に改める。

第6条を第8条とし、第3条から第5条までを2条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し中「定数及び」を「委員の」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) スポーツ・レクリエーション関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の津市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

津市告示第215号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 1日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 9月 1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 5日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	6	平成23年 9月 6日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 6日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 9月 8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 8日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 8日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	11	平成23年 9月 8日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	10	平成23年 9月 8日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 9日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 9日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月 9日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月12日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 9月13日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月13日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 9月14日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月15日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月15日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 9月15日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	3	平成23年 9月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第216号

下記の者の平成23年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年9月26日

津市長 前 葉 泰 幸

記

氏 名	住 所

氏 名	住 所

津市告示第217号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成23年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2152226	平成22年10月1日	平成23年8月11日
0107433	平成22年10月1日	平成23年8月25日

津市告示第 2 1 8 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により  
平成 2 3 年 8 月 3 1 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 3 年 9 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

# 1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成23年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	102,754,387	44,560,787	43.4%	102,754,387	24,947,860	24.3%
モーターボート競走 事業特別会計	35,404,665	13,491,967	38.1%	35,404,665	13,043,884	36.8%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	26,864,120	7,440,041	27.7%	26,864,120	9,145,256	34.0%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	44,730	5,187	11.6%	44,730	13,808	30.9%
介護保険事業 特別会計	21,248,136	7,091,395	33.4%	21,248,136	7,224,542	34.0%
後期高齢者医療事業 特別会計	4,787,650	631,765	13.2%	4,787,650	1,339,096	28.0%
風力発電事業 特別会計	95,344	21,931	23.0%	95,344	10,057	10.5%
簡易水道事業 特別会計	1,323,416	25,277	1.9%	1,323,416	80,900	6.1%
農業集落排水事業 特別会計	540,566	46,324	8.6%	540,566	48,434	9.0%
土地区画整理事業 特別会計	1,168,012	12	0.0%	1,168,012	267,710	22.9%
下水道事業 特別会計	13,015,070	732,668	5.6%	13,015,070	1,340,003	10.3%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	126,651	36,647	28.9%	126,651	5,913	4.7%
椋本財産区 特別会計	548	15	2.7%	548	0	0.0%

## 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成23年8月31日現在

(1) 収入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	39,034,783	22,933,166	58.8%
2 地 方 譲 与 税	1,072,201	328,665	30.7%
3 利 子 割 交 付 金	87,300	51,147	58.6%
4 配 当 割 交 付 金	31,000	33,371	107.6%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,520,000	656,951	26.1%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	340,000	143,294	42.1%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	310,000	97,486	31.4%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	57,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	550,000	245,373	44.6%
11 地 方 交 付 税	16,800,000	8,890,808	52.9%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	58,000	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	2,008,615	684,544	34.1%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,150,184	836,808	38.9%
15 国 庫 支 出 金	13,142,941	3,888,020	29.6%
16 県 支 出 金	5,640,093	806,264	14.3%
17 財 産 収 入	160,729	41,018	25.5%
18 寄 附 金	3,572	2,065	57.8%
19 繰 入 金	6,913,799	0	0.0%
20 繰 越 金	1,072,238	4,656,993	434.3%
21 諸 収 入	1,085,132	264,814	24.4%
22 市 債	9,687,800	0	0.0%
合 計	102,754,387	44,560,787	43.4%

## (2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	732,966	349,678	47.7%
2 総 務 費	12,430,718	4,511,143	36.3%
3 民 生 費	33,210,637	9,848,539	29.7%
4 衛 生 費	9,097,921	2,103,177	23.1%
5 労 働 費	169,575	151,782	89.5%
6 農 林 水 産 業 費	2,752,918	366,342	13.3%
7 商 工 費	1,785,804	829,099	46.4%
8 土 木 費	14,380,417	1,963,164	13.7%
9 消 防 費	3,974,152	1,279,430	32.2%
10 教 育 費	11,792,429	3,296,075	28.0%
11 災 害 復 旧 費	61,350	457	0.7%
12 公 債 費	12,185,900	191,474	1.6%
13 諸 支 出 金	79,600	57,500	72.2%
14 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	102,754,387	24,947,860	24.3%

### 3 市債の状況

平成23年8月31日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普通債	51,597,687	54.8%
	( 1 総務	6,470,575	6.9%
	( 2 民生	3,355,082	3.6%
	( 3 衛生	6,295,837	6.7%
	( 4 農林水産業	1,002,154	1.1%
	( 5 商工	149,913	0.2%
	( 6 土木	22,503,935	23.8%
	( 7 消防	1,794,496	1.9%
	( 8 教育	10,025,695	10.7%
	2 災害復旧債	271,056	0.3%
	( 1 衛生	2,239	0.0%
	( 2 農林水産業	32,171	0.0%
	( 3 土木	236,646	0.3%
	3 その他	42,241,814	44.9%
	( 1 臨時財政対策債	35,083,705	37.3%
	( 2 その他	7,158,109	7.6%
	計	94,110,557	100.0%
特会別計	モーターボート競走	3,276,731	3.7%
	国民健康保険	3,755	0.0%
	風力発電	106,633	0.1%
	簡易水道	3,644,214	4.1%
	農業集落排水	4,554,255	5.1%
	土地区画整理	1,915,593	2.1%
	下水道	75,951,475	84.6%
	住宅新築資金等貸付	338,121	0.4%
	計	89,790,777	100.0%
合 計		183,901,334	

平成23年8月31日現在 一時借入金 0千円

## 4 基金の状況

平成23年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	14,913,053
減 債 基 金	2,305,955
職 員 退 職 手 当 基 金	923,829
文 化 振 興 基 金	229,972
国 際 交 流 推 進 基 金	217,788
緑 化 基 金	119,363
青山高原保健保養地管理基金	122,824
ふるさと振興基金	544,767
まちづくり振興基金	4,040,101
ふるさと津かがやき基金	7,741
公共施設整備基金	1,608,003
環境対策推進基金	301,155
過 疎 地 域	29,800
住宅新築資金等貸付事業基金	182
モータースポーツ競走事業財政調整基金	269,089
国民健康保険事業運営基金	3,982
介護保険事業運営基金	632,543
介護従事者処遇改善臨時特例基金	12,927
椋本財産区財政調整基金	18,275
農業集落排水事業基金	7,900
合 計	26,309,249

## 5 市有財産の状況

平成23年8月31日現在

有価証券等	2,464,236千円
自動車	745台
建物	1,131,618.31㎡
土地	23,276,884.50㎡

\*公営企業会計保有分除く

## 6 市税の負担状況

平成23年8月31日現在

1人当たり	税目	1世帯当たり
61,847円	市民税	146,564円
56,589円	固定資産税	134,102円
7,355円	都市計画税	17,429円
4,650円	市たばこ税	11,019円
1,746円	軽自動車税	4,136円
110円	入湯税	262円
256円	その他	606円
132,553円	計	314,118円

※人口289,035人、世帯数121,968世帯にて算出しています。

津市告示第219号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成23年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工事店名	所在地	指 定 期 間
五十嵐設備	津市河芸町上野 3339番地37	平成23年10月 1日から 平成27年 3月31日まで
有限会社 SUテック	津市久居一色町 686番地	平成23年10月 1日から 平成27年 3月31日まで

津市告示第220号

平成23年産麦に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表します。

平成23年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

平成23年産麦共済（一筆方式）共済金支払額及び減収量等地域別一覧

地域	地区	共済金支払額	減収量	支払期日	支払方法
津	安東	円 109,874	kg 911	平成23年9月22日	口座振込
芸濃	椋本	246,316	1,852		
美里	長野	416,516	6,718		
	辰水	192,820	3,110		
安濃	安濃	22,876	172		
白山	八ツ山	67,680	376		
計	7戸	1,056,082	13,139		

津市公告第135号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年9月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成23年9月18日
- 2 抑留期間 平成23年9月27日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市垂水	ビーグル	白茶	オス	中	91日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第136号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成23年9月26日
- 2 抑留期間 平成23年10月3日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 片田新町	ビーグル	茶黒	オス	中	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市水道局告示第16号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年9月16日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有 限 会 社 S U テ ッ ク	津市久居一色町686番地	平成23年9月2日

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成23年9月26日

津市教育委員会

委員長 中野吉長

- 1 招集の日時 平成23年9月27日（火）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - （1）津市就学指導委員会委員の一部委嘱替えについて
  - （2）平成23年度津市教育功労者表彰について